平成２３年（フ）第３２５号
大阪市西区江戸堀１丁目８番18号
破産者　株式会社システム・ソリューション
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６００号
大阪市北区池田町１番21号
破産者　株式会社エコレボ
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０３号
大阪府大東市御領３丁目12番19号
破産者　有限会社プロスパー
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４９号
大阪市淀川区塚本３丁目４番１号
破産者　株式会社インターネット
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７７９号
大阪府東大阪市近江堂２丁目６番４号
破産者　株式会社楽浪
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６７２号
大阪府池田市伏尾町76―16　サンロイヤルバードヒルズ１号館130号、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区梅田２丁目５番25号
破産者　有限会社エコインターナショナル
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７７５号
大阪市大正区平尾２丁目18番15号
破産者　有限会社イソザキ工芸
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２６２号
大阪府豊中市刀根山４丁目３番23―307号
破産者　株式会社フィールド榊
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４０５号
大阪市中央区北浜２丁目３番９号
破産者　ＫＭ土地株式会社
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６４２号
神戸市灘区灘南通３丁目４番19号
破産者　株式会社近江屋
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４０号
兵庫県川西市久代３丁目17番24号、商業登記簿上の本店所在地兵庫県川西市久代２丁目８番12号
破産者　清田水道工業株式会社
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５０５号
兵庫県伊丹市北伊丹２丁目109番地
破産者　株式会社日光アルミ建材
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５０６号
兵庫県伊丹市北伊丹２丁目109番地
破産者　有限会社日光クリエイト
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１６９号
兵庫県伊丹市鴻池６丁目23番28―２号
破産者　有限会社木原産業
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３５４号
兵庫県西宮市池田町４番５号
破産者　兵消連農産株式会社
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４４８号
神戸市中央区東町123―１―406
破産者　株式会社ＮＣ・コーポレーション
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３１５号
熊本県八代市日奈久中西町字浜新町462番地
破産者　有限会社すみれタクシー
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１３号
北海道岩見沢市７条西16丁目３番２
破産者　株式会社未来
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１８０８号
東京都日野市栄町５丁目７番地の17第一ちとせ荘201
破産者　大野　義貴
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８０９号
東京都日野市栄町５丁目７番地の17第一ちとせ荘201
破産者　大野あゆみ（旧姓谷本）
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３１５号
東京都小平市中島町31番６号
破産者　株式会社松田組
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部